【令和７年度版】地方競馬全国協会

畜産振興事業のご案内

（重種馬関連事業）

畜産振興事業は、重種馬の生産振興を図るため、重種馬の生産者に対して奨励金を交付する事業等を実施する団体に補助金を交付します。

令和３年度～令和７年度の５か年を事業実施期間とし、令和３年度に事業実施主体の公募を実施しました。また、令和７年度についても追加公募を実施しております。

事業の概要

- 繁殖用雌馬の保留・導入
- 種付けを行った種雄馬
- 生産された子馬
- ばんえい競馬の能検合格馬の父馬＆母馬
- ばんえい競馬出走に対する奨励

事業の仕組み

畜産振興事業は、ばんえい競馬をはじめとした地方競馬の売上を原資として、馬の改良増殖及び畜産振興を図るために実施する事業です。

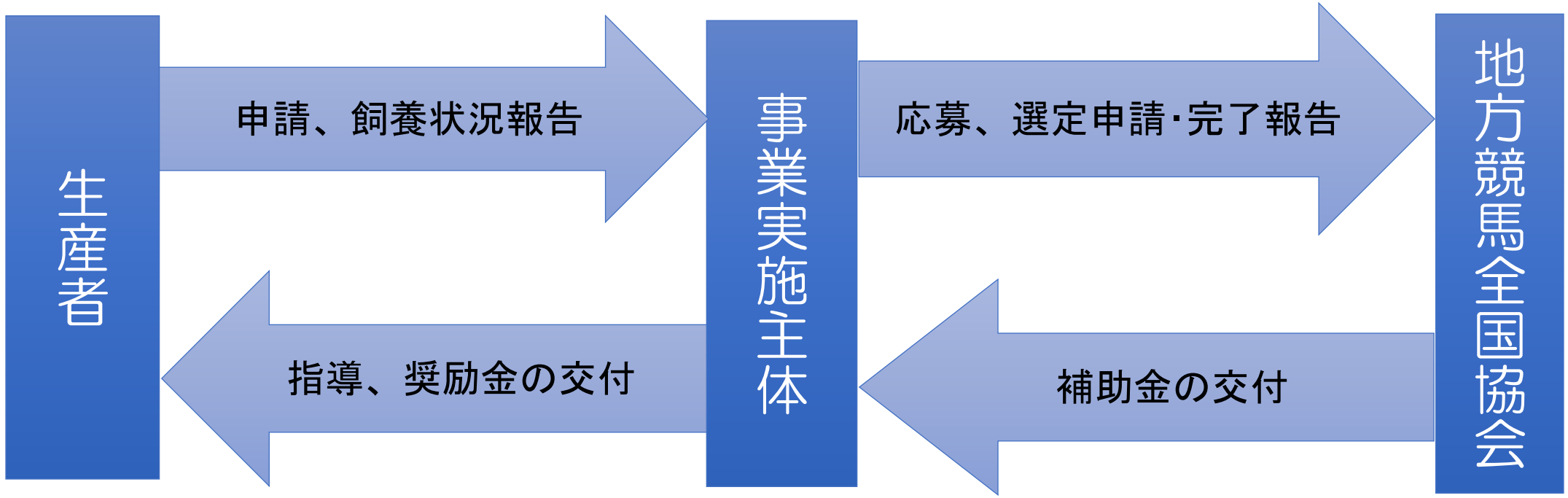

重種種馬の導入

- 種雄馬の導入、種雌馬の導入・貸付事業に対して補助金を交付します。

重種種馬の導入

重種種馬の導入にかかる導入費を補助する事業

- 『(公社)日本馬事協会』が事業実施主体となって種雄馬及び種雌馬を導入し、希望団体に配置または貸付しています。

重種種雌馬の改良増殖推進

①奨励金交付事業

・繁殖用の雌馬の保留・導入
に対して補助金を交付します。

種雌馬を保留(自家生産)または導入(市場等で購買)した飼養者に奨励金を交付する事業

純粋種：**360,000円 以内**
純粋種以外：**340,000円 以内**
ばんえい競馬出走馬：**460,000円 以内**

※増頭加算：上記金額に増頭数１頭当たり100,000円以内を上乗せ

- 当該年から3年間繁殖の用に供することが条件となります。
- 当該年（1～12月）中に繁殖登録を受けていることが条件となります。
  (既に登録を受けている馬を当該年に導入した場合も対象とします。)
- 繁殖登録時1歳以上4歳以下、ばんえい出走馬は9歳以下が対象です。
  (既に登録を受けている馬は、導入時の年齢が1歳以上4歳以下又は9歳以下。)

奨励金交付事業の増頭加算について

◎増頭加算の算出方法は以下のとおりとします。

前年の12月31日（申請時）と**当該年の12月31日（完了時）**の飼養台帳における飼養頭数を比較。

例：令和７年度事業　令和6年12月31日(申請)と令和7年12月31日(完了)を比較

奨励金交付事業の増頭加算について

選定申請書に
添付する台帳

完了報告書
に添付する台帳

重種種雌馬飼養台帳(令和７年度事業)

品種	飼養時点 / 重種種雌馬の名号	飼養年月日	令和6年12月31日現在	令和7年12月31日現在	令和8年12月31日現在	令和9年12月31日現在	繁殖成績	移動年月日
	生年月日	飼養の理由						移動の理由
	(繁殖登録年月日)	奨励金対象馬の場合は、対象年度　あるいは導入した代替馬の場合は、廃用した馬の名号	繁殖登録を受けていて、飼養中の馬(○印) 過去に奨励金を受けていて、飼養中の馬(◎印)		今年度奨励金対象予定の馬(☆印)			廃用により代替馬を導入した場合は、代替馬の名号
	[繁殖登録番号]							
							年　月　日産	
	年　月　日生		○	○			年　月　日産	
	年　月　日繁殖登録						年　月　日産	
	[D　　]						年　月　日産	
							年　月　日産	
	年　月　日生		○	○			年　月　日産	
	年　月　日繁殖登録						年　月　日産	
	[D　　]						年　月　日産	
							年　月　日産	
	年　月　日生	令和6年度 奨励金対象馬	◎	◎			年　月　日産	
	年　月　日繁殖登録						年　月　日産	
	[D　　]						年　月　日産	
	年　月　日生	令和7年度 奨励金対象馬	☆	◎				
	年　月　日繁殖登録							
	[D　　]							
	年　月　日生						年　月　日産	
	年　月　日繁殖登録						年　月　日産	
	[D　　]							
飼養頭数の計(○＋◎)			３ 頭	４ 頭	頭	頭		
確認者氏名								

増頭加算はこの頭数を比較して算出

重種種雌馬の改良増殖推進

②導入貸付事業

・繁殖用の雌馬の導入
に対して補助金を交付します。

農協等が種雌馬を購入し、飼養者に貸付を行う事業

純粋種：**360,000円 以内**
純粋種以外：**340,000円 以内**
ばんえい競馬出走馬：**460,000円 以内**

- 事業実施主体は、購入した種雌馬を飼養者に３年（当歳馬を導入した場合は４年）以上の貸付契約により貸し付けます。
- 当該年（当歳馬の場合はその翌年）から3年間繁殖の用に供することが条件となります。
- 当該年（1～12月）中に繁殖登録を受けていることが条件となります。
（既に登録を受けている馬を当該年に導入した場合も対象とします。）
- 繁殖登録時4歳以下、ばんえい出走馬は9歳以下が対象です。
（既に登録を受けている馬は、導入時の年齢が4歳以下又は9歳以下）

重種馬の繁殖奨励

- 種付を行った種雄馬、生産された子馬、ばんえい競馬の能力試験合格馬の父馬・母馬に対して奨励金を交付します。

①優良種雄馬繁殖奨励（種付奨励）

種付けをおこなった種雄馬に対して奨励金を交付する事業

種雄馬1頭あたり

純粋種：**105,000円 以内**

純粋種以外：**85,000円 以内**

- 純粋種の種雄馬は１頭以上、純粋種以外は北海道8頭以上、その他の県4頭以上に種付けすると補助の対象となります。

重種馬の繁殖奨励

- 種付を行った種雄馬、生産された子馬、ばんえい競馬の能力試験合格馬の父馬・母馬に対して奨励金を交付します。

②子馬生産奨励（生産奨励）

生産された子馬に対して奨励金を交付する事業

子馬１頭あたり：**54,000円 以内**

・生産した子馬の頭数に応じて交付されます。

（例）重種馬を３頭生産した場合：54,000円×３頭＝162,000円

重種馬の繁殖奨励

- 種付を行った種雄馬、生産された子馬、ばんえい競馬の能力試験合格馬の父馬・母馬に対して奨励金を交付します。

③改良促進奨励（優良種雄馬改良促進奨励）

ばんえい競馬の能力試験合格馬の父馬の飼養者に奨励金を交付する事業

合格馬１頭あたり：**55,000円 以内**

・合格馬の頭数に応じて交付されます。

（例）産駒が５頭合格　　55,000円 × 5頭 ＝275,000円

重種馬の繁殖奨励

- 種付を行った種雄馬、生産された子馬、ばんえい競馬の能力試験合格馬の父馬・母馬に対して奨励金を交付します

④改良促進奨励（優良種雌馬改良促進奨励）

ばんえい競馬の能力試験合格馬の母馬の飼養者に奨励金を交付する事業

合格馬1頭あたり

道内生産馬：**220,000円 以内**
道外生産馬：上記金額に最大200,000円 を上乗せ ※

※ 上乗せ額

東北産：50,000円以内　中国・四国産：150,000円以内

九州・沖縄産：200,000円以内　その他の本州：100,000円以内

その他重種馬生産振興

優良重種馬生産奨励

当該年度に能力試験に合格し、ばんえい競馬に出走した２歳（明け３歳）馬の生産者に対して奨励金を交付する事業

ばんえい競馬１出走あたり：12,000円 以内

その他重種馬生産振興

優良重種馬生産者支援啓発

ばんえい競馬重賞出走馬の生産者支援のための各種イベントを実施する事業
※『帯広市』が実施

馬事普及啓発推進

馬事畜産の普及啓発のための各種事業（イベント、調査研究、資料作成）
※『（公社）日本馬事協会』が実施

その他重種馬生産振興

重種種馬**機械**・施設等整備

（1）　機械等導入費補助事業

以下の①、②に該当する馬を飼養し、事業参加要件を満たす者に機械等の導入費の一部を補助する事業

①（公社)日本馬事協会が行う貸付事業のばんえい競馬引退雌馬又は重種種雄馬の飼養管理者（以下「貸付馬飼養者」）

② 重種種雌馬の改良増殖推進事業又は重種馬の繁殖奨励事業のうち優良種雄馬繁殖奨励（種付奨励）事業で過去3年間（R4～R6年度）に奨励金の交付を受けた者（以下「奨励金受給者」）

	補助率	上限額
参加者あたり：	１/２ 以内	（７５０万円）

※　機械等とは、トラクター、ロールベーラーなどです。

※　リースを利用した導入も対象となります。

その他重種馬生産振興

重種種馬機械・施設等整備

（2）　施設等整備費補助事業

以下の①、②に該当する馬を飼養し、事業参加要件を満たす者に施設等の整備費の一部を補助する事業

①（公社)日本馬事協会が行う貸付事業のばんえい競馬引退雌馬又は重種種雄馬の飼養管理者（以下「貸付馬飼養者」）

② 重種種雌馬の改良増殖推進事業又は重種馬の繁殖奨励事業のうち優良種雄馬繁殖奨励（種付奨励）事業で過去3年間（R4～R6年度）に奨励金の交付を受けた者（以下「奨励金受給者」）

	補助率	上限額
参加者あたり：	１/２ 以内	（ １,０００万円）

※　施設等とはきゅう舎、牧柵、馬積み下ろし施設などです。

※　施設等の整備には、自家施工に用いる資材等の購入費も含みます。

その他重種馬生産振興

重種種馬機械・施設等整備

事業の参加要件

（１）（２）事業いずれも、以下の要件を満たす必要があります。

①貸付馬飼養者又は奨励金受給者に該当すること。

②事業年度の前年（R6.12.31）時点で、（公社)日本馬事協会が行う繁殖登録を受けた重種種雌馬を3頭以上、又は過去3年間（R4～R6年度）に奨励金の交付を受けた重種種雄馬を1頭以上飼養していること。

③都道府県の指導等を受けられる者であること。

（事業実施主体が自ら機械等の導入又は施設等の整備を行う場合）

※　事業実施主体が重種馬生産の担い手として特に認めた場合は、上記①、②の要件を満たしていなくても事業への参加が可能です。

重種馬生産者支援体制強化費

重種馬生産者が当協会の畜産振興事業を活用するためには事業実施主体となる農協等の協力が不可欠であることから、事業に参加した農協等の生産者団体に対して、下記のとおり重種馬生産者支援体制強化費を支給します。

（事業名）	（単位：円）
「重種種雌馬の改良増殖推進」事業	
①　繁殖奨励金（奨励金交付）	500,000
②　　〃　　（導入貸付）	500,000
「重種馬の繁殖奨励」事業　（※1）	
①　優良種雄馬繁殖奨励（種付奨励）	200,000
②　子馬生産奨励（生産奨励）	200,000
③　改良促進奨励（優良種雄馬改良促進奨励）	200,000
④　　〃　　（優良種雌馬　　〃　　）	200,000
「重種種馬機械・施設等整備」事業	
①　機械等導入費補助	500,000
②　施設等整備費補助	500,000
	（※2）

※1）

重種馬の繁殖奨励事業は、事業実施主体として取りまとめを行う農協連と事業に参加する農協それぞれに対して、重種馬生産者支援体制強化費を支給します。

※2）

重種馬生産者支援体制強化費の支給は1事業ごととなります。

お問い合わせ先

地方競馬全国協会　畜産振興部　畜産振興課
〒106-8639　東京都港区六本木1-9-10　アークヒルズ仙石山森タワー43階
TEL：03-3583-2146
E-mail：chikushin@nar.keiba.go.jp

※ 公募のお知らせ・補助事業実施要綱などは
地方競馬全国協会のホームページに掲載いたします。
⇒　https://www.keiba.go.jp/association/livestock.html